

BR 設 - 501 - 04
平成 12 年 6 月 1 日制定
平成 15 年 4 月 1 日改訂
平成 21 年 3 月 30 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 4 月 1 日改訂

昇降機性能評価申請要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評 定 部 設 備 防 災 課

目 次

■ 1. 申請の対象	2
■ 2. 申請から評価までの流れ申請の方法	2
■ 3. 評価に要する費用	4
■ 4. 評価の取り下げ	4
■ 5. 評価の公表	4
■ 6. 性能評価用提出図書作成について	5
■ 7. 別表（性能評価用提出図書目次）	7
◆ 性能評価申請書	様式 1
◆ 指摘事項回答書	様式 2
◆ 仕様書（ロープ式エレベーター）	様式 3
◆ 仕様書（油圧エレベーター）	様式 4
◆ 仕様書（エスカレーター）	様式 5
◆ 取り下げ届	様式 6

昇降機性能評価申請要領

当財団が行う昇降機の性能評価は、建築基準法令に基づくエレベーター、エスカレーターの性能、構造の妥当性について、技術評価を行うものです。

この技術評価を行うため、当財団の評価員から構成される「昇降機審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置しています。

なお、性能評価申請にあたっては、本申請要領をご検討の上、該当項目等に関する資料をご提出下さい。

1. 申請の対象

■本要領は建築基準法で規定する建築設備（昇降機）のうち、エレベーター及びエスカレーター（観光用のためのエレベーター及びエスカレーターを含む）に係わる以下の性能評価を申請するための要領です。

○エレベーター

建築基準法施行令第129条の四第1項第三号の認定に係る性能評価（構造上主要な支持部分）

建築基準法施行令第129条の八第2項の認定に係る性能評価（制御器）

建築基準法施行令第129条の十第2項の認定に係る性能評価（制動装置）

建築基準法施行令第129条の十第4項の認定に係る性能評価（戸開走行保護装置）

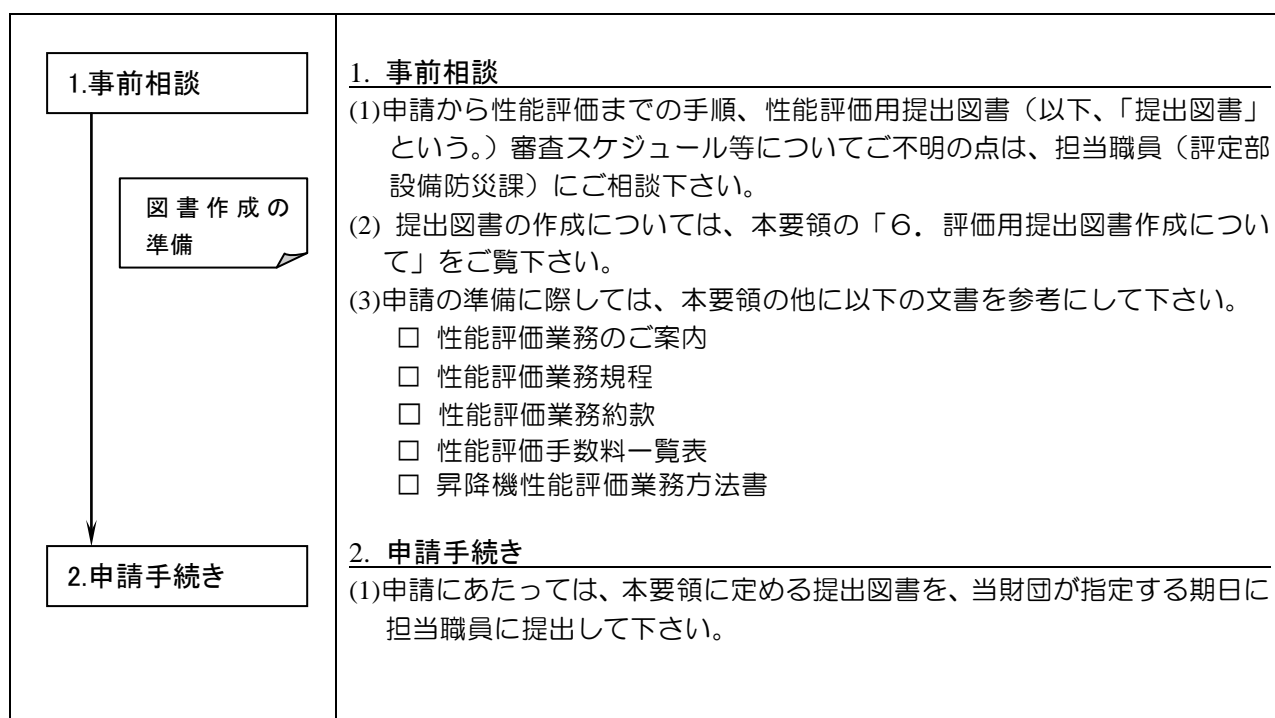
○エスカレーター

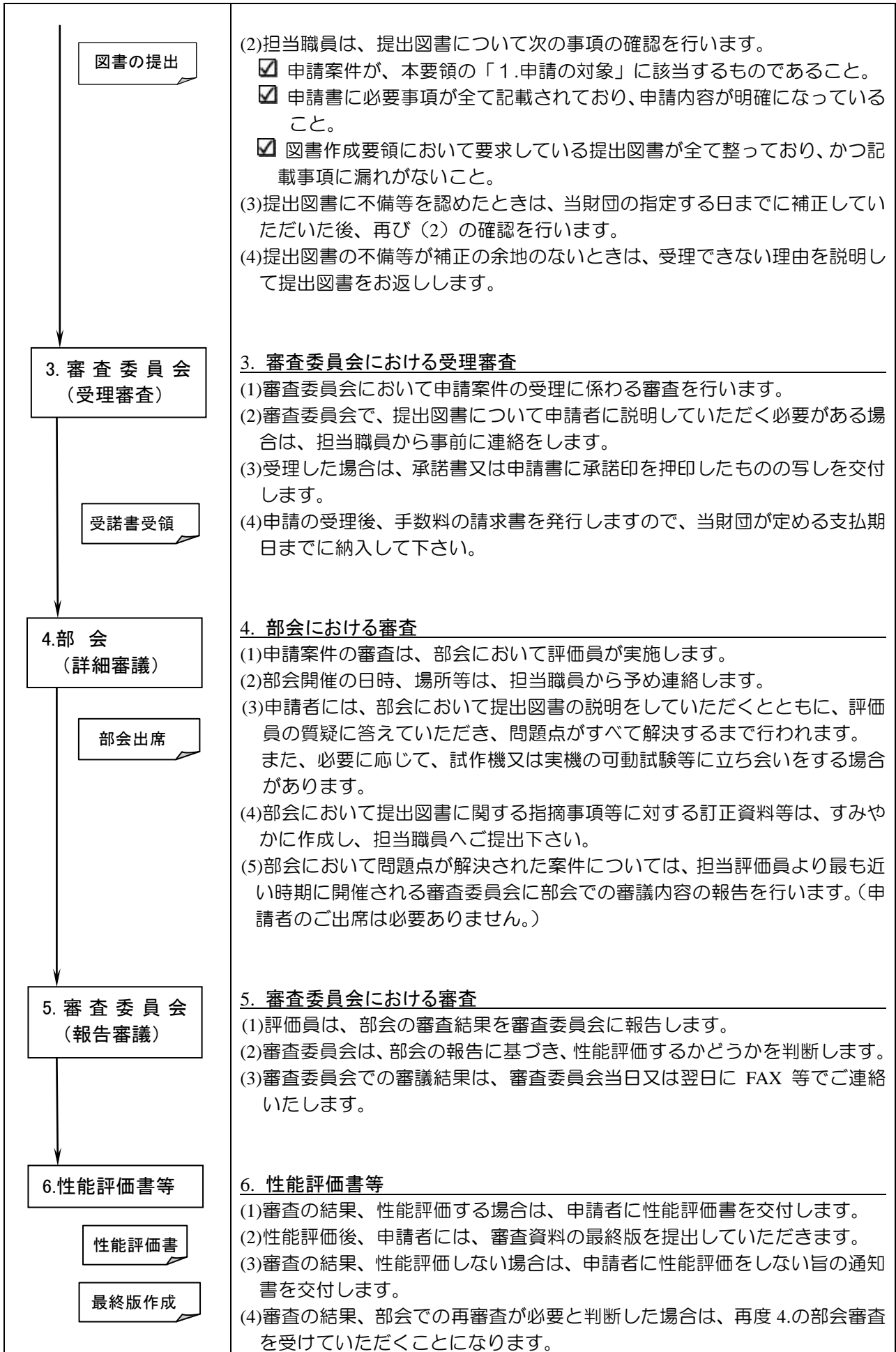
建築基準法施行令第129条の十二第2項の認定に係る性能評価（構造上主要な支持部分）

建築基準法施行令第129条の十二第5項の認定に係る性能評価（制動装置）

2. 申請から性能評価までの流れ

■申請から評価までの流れは以下の通りです。





■ 3. 性能評価に要する費用

■本性能評価にあたっては、別に定める【手数料一覧表】に掲げる額が必要となります。
ご請求は、申請の受理後、請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい。入金
が確認されない場合は、性能評価書の発行ができませんのでご注意下さい。

■ 4. 性能評価の取り下げ

■申請者側のご都合等により性能評価書等を交付前に性能評価等の申請を取り下げる場合には、その旨及
び理由を記載した取り下げ届をご提出下さい。

■ 5. 性能評価の公表

■性能評価されたものについては、性能評価を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在
地、性能評価番号、性能評価年月日、性能評価を受けた種類及び概要等を申請者のご了解を得たもの
について当財団の機関誌等で公表します。

6. 性能評価用提出図書作成について

6-1. 申請に必要なもの

■以下の提出図書を担当職員（評定設備課）にご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期限	部数
性能評価申請書	様式1	委員会開催の1週間前	1部
性能評価用提出図書(委員会用)	別表を参考		1部

□提出図書について、担当職員が次の事項の確認を行います。

- 申請する案件が【1.申請の対象】に該当するものであること。
- 申請書に必要な事項が全て記載されており、申請内容が明確になっていること。
- 提出図書作成内容で要求している提出図書が全て整っており、記載洩れ等がないこと。

■以上の確認後、以下の提出図書をご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期限	部数
性能評価用提出図書(部会用)	別表を参考	委員会開催の前日	3部

□性能評価用提出図書作成（部会用、委員会用共通）について

- 提出書類のサイズはA4版縦使いとし、ファイル等で綴じて下さい。ファイルの表紙には、申請する名称、申請者（会社名等）を記載して下さい。なお、A3版等の図面では、A4に折り込み下さい。
- 本図書で使用する言語は日本語とし下さい。
- 文字等はなるべくワープロ等を用いて明瞭なものとして下さい。
- 提出図書には通しページ又は項目毎にページを記載下さい。また、必要に応じて、項目毎にインデックス等を用いて下さい。

6-2. 部会開催後に必要なもの(部会訂正資料)

■部会において提出図書に関する指摘事項等に対する訂正資料等（部会訂正資料）は、様式2を作成し、当該様式を表紙とし、後ろに、該当する変更・訂正する資料のみを添付して下さい。（ファイル綴じ又はホッチキス止め）

■部数、提出期限等は担当職員にご確認下さい。

■部会では、これら部会訂正資料等に基づき、問題点がすべて解決するまで行われます。

6-3. 審査委員会(報告審議)終了後に必要なもの(最終版)

■提出資料内容

最終版とは、性能評価用提出図書（部会用）等で提出した提出図書に関して、必要な差し替え等を行った図書全般のものを言います。

- 変更、修正した資料は差し替え等を行い、最終版に綴じ込んで下さい。
- その他、委員会及び部会で指摘事項回答書を末尾に付けて下さい。

■装 丁

- 1冊にしてまとめて下さい。どうしても厚くなる場合は、両面コピーを利用して下さい。
- A4版で、差し換えのきかない製本として下さい。（ねじ留製本は可、容易に差し換えのできる市販のファイルは不可）見開き製本の出来ない大きい図面（青焼きは避ける）等は折り込んで下さい。
- 表紙、背表紙の文字のレイアウトは、右図に示したとおりです。
- 文字の大きさ等は特に規定はありません。

■提 出

- 上記要領で、3部作成し、事務局に提出してください。
- 1部は当財団用とし、残りの1部は財団印を押印のうえ返却いたします。原則として、最終版の提出と引き換えに、性能評価書を交付いたします。

背表紙に記載するもの(レイアウト)	表紙に記載するもの(レイアウト)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>評価番号</p> <p>申請の名称</p> <p>申請者名</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>昇降機審査委員会 評価番号</p> <p>申請の名称</p> <p>評価年月日</p> <p>申請者名</p> </div>

■ 7. 別表(性能評価用提出図書目次)

■ 提出図書作成内容：エレベーターの場合

図 書 目 次	委員 会 用	部 会 用	留 意 事 項	
1. 性能評価申請書の写し(コピー)	○	○	【様式1】の写しを添付して下さい。	
2. 仕様書【様式3~4】	○	○	各様式を参考に作成して下さい。	
3. 構造機能説明書			各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。	
全体構造	○	○		
ガイドレール	○	○		
かご	○	○		
駆動装置	○	○		
安全装置(各安全装置について)	○	○		
操作・運転方法	○	○		
その他	△	○		
4. 図面			図面は、原則、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ(縮尺)等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。	
全体構造据付図	○	○		
つり合おもり、綱車又は巻胴の構造図		○		
マシンビーム据付図		○		
かご平面図及び構造図	○	○		
駆動伝達構造図	○	○		
各安全装置の作動構造図		○		
操作盤		○		
電気配線図		○		
その他	△	○		
構造強度計算に必要な図		○		
5. 構造強度計算書			強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用するデータ等がある場合には、そのデータ等を添付して下さい。	
●摩損・疲労を生じるおそれのある部材	例： ・ワイヤーロープ関係(ロープ、ロープソケット支持金物)			○
●摩損・疲労を生じるおそれのない部材	例： ・かご関係(かごわく、ガイドシュー) ・マシンビーム ・ガイドレール関係(ガイドレール、レールブラケット、ボルト) ・綱車軸及び軸支持金物、ボルト			○
●その他特殊なもので強度上重要なもの				
6. 耐震上の構造強度検討項目			強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。	
レール、レールブラケット、ブラケット取付ボルト 機器の転倒(発電機、原動機、巻上機、制御機器)		○		
7. 性能評価に係わる試験結果等	○	○	昇降機性能評価業務方法書(BR設-04-04)を参考に、(各申請項目に応じて) ●建築基準法施行令第129条の4第1項第三号 ●建築基準法施行令第129条の8第2項 ●建築基準法施行令第129条の10第2項 について、性能評価チェックシート【様式6】に必要事項を記入すること。 また、その際実施した試験結果又は確認等を要した計算結果(データ等)等も添付すること。	
性能評価チェックシート 試験結果等				

8. 運転管理体制		○	
9. 製造、施工、維持保管理体制		○	
10. 参考 会社概要	○	○	会社概要の他、必要に応じて提出してください。

(○印をご提出して下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。)

■ 提出図書作成内容：エスカレーターの場合

図書目次	委員会用	部会 用	留意事項
1. 性能評価申請書の写し（コピー）	○	○	【様式1】の写し（コピー）を添付して下さい。
2. 仕様書【様式5】	○	○	各様式に沿って、作成して下さい。
3. 構造機能説明書			各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。
全体構造	○	○	
当該型式の適用仕様範囲 (速度、揚程、電動機要領等)	○	○	
踏段駆動機構	○	○	
移動手すり駆動機構	○	○	
安全装置(各安全装置について)	○	○	
操作・運転方法 その他	○ △	○	
4. 図面			図面は、原則、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ(縮尺)等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。
全体構造据付図	○	○	
駆動機構図	○	○	
駆動装置及び減速機構図		○	
踏段構造図	○	○	
踏段鎖及び駆動鎖構造図		○	
移動手すり駆動力伝達構造図		○	
各安全装置の配置作動構造図		○	
欄干構造図	○	○	
操作器具図		○	
構造強度計算に必要な図		○	
その他	△	△	
5. 構造強度計算書			強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。
踏段鎖、駆動鎖の強度計算		○	
積載荷重の計算(トラス用、駆動装置用)		○	
トラスフレームの構造強度		○	
踏段の強度計算 その他特殊なもので強度上重要なもの	△	○	
6. 耐震上の構造強度検討項目 支持はりトラス支持アングルとの掛かり代検証		○	強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。
7. 性能評価に係わる試験結果等	○	○	昇降機性能評価業務方法書(BR設-04-04)を参考に、 ●建築基準法施行令第129条の12第2項 ●建築基準法施行令第129条の12第5項 に必要な各試験結果等を添付下さい。
8. 運転管理体制		○	
9. 製造、施工、維持保管理体制		○	
10. 参考 会社概要	○	○	会社概要の他、必要に応じて提出して下さい。

(○印をご提出して下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。)